

○変更の許可を要しない軽微な変更を定める告示（平成十七年文部科学省告示第八十一号）

最終改正 平成二五年三月二九日 文部科学省告示第五十八号

第一条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）

第九条の二第五号の原子力規制委員会の定める変更は、次に掲げるものとする。

- 一 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用時間数の減少
 - 二 放射線発生装置の最大使用出力の減少
 - 三 管理区域の拡大及び当該拡大に伴う管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の位置の変更（工事を伴わないものに限る。）
- 第二条 規則第九条の二第六号の原子力規制委員会の定める変更は、放射線発生装置の最大出力の減少とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年三月二九日文部科学省告示第五八号）

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。